

平成26年

第18回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成26年第18回教育委員会会議録

1 期 日 平成26年12月11日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後2時48分

5 出席委員 北林真知子

猪股 春夫

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進

教育次長 島崎正実

参事(兼)博物館長 風登森一

施設整備室長 田松和彦

幼保推進課長 渡辺哲也

高校教育課長 鎌田 信

生涯学習課長 平川祐作

保健体育課長 越後谷真悦

教育次長 吉川正一

総務課長 金田 恵

教職員給与課長 村上幸義

義務教育課長 廣野宏正

特別支援教育課長 西嶋崇広

文化財保護室長 佐々木人美

福利課長 相原和義

7 会議に附した議案

報告第 8号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

議案第45号 職員の任免について

議案第46号 教職員の懲戒処分案について

8 承認した事項

報告第 8号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

9 議決した事項

議案第45号 職員の任免について

議案第46号 教職員の懲戒処分案について

10 会議の要旨

【北林委員長】

ただいまより、平成26年第18回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は2番田中委員と4番伊藤委員にお願いします。

【北林委員長】

はじめに、報告第8号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第8号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【北林委員長】

報告第8号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

施設整備室の建設事業関連家屋事後調査費で、旧能代北高等学校解体の補償対象が、13棟9名とありますが、この9名というのはどういうことでしょうか。

【施設整備室長】

補償対象家屋13棟の所有者が9名ということです。

【猪股委員】

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の改正内容で、参考資料の4ページの(1)と、5ページの(2)の2カ所に勤勉手当の支給割合が出ていますが、この違いはどういったことでしょうか。

【教職員給与課長】

4ページの(1)は、平成26年12月に支給する分の割合です。5ページの(2)は、平成27年度からの支給割合です。

【北林委員長】

勤勉手当で、この100分の80という割合をかける基礎額、基礎となる数字は何でしょうか。例えば、100分の80は、何の80%でしょうか。

【島崎次長】

給料月額です。給料月額に、この割合をかけたものが支給額になります。

【教職員給与課長】

毎月の給与支払額がベースになっております。

【北林委員長】

人事委員会の報告と勧告に鑑みて、今回このように改正するということですが、人事委員会は、どういう理由でこの勧告を出しているのですか。

【教職員給与課長】

4月当初の県内民間企業と県職員の給与ベースを比較し、その高い低いによって、下げてください、上げてくださいといった勧告がなされます。今回は、月々の給与は変わらなかったのですが、期末勤勉手当については、県のほうが低かったので、0.15月上げてくださいという勧告を10月17日に受けております。県ではそれを受けまして、今回の補正・改正内容になったものでございます。

【北林委員長】

それでは、特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、報告第8号を承認します。

次に、議案第45号、第46号についてですが、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退席)

※秘密会のまま終了